

公益社団法人全日本不動産協会神奈川本部運営協力金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本不動産協会（以下「本会」という。）定款施行規則第3条第4項の規定に基づき、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「当本部」という。）の運営協力金について必要な事項を定めるものとする。

(種類、金額等)

第2条 当本部の運営協力金の種類、性格、対象会員、徴収事由及び金額は、別表のとおりとする。ただし、事業年度の途中で入会する者に係る運営協力金のうち年会費の性格を有するものについては、定款施行規則第4条第1項ただし書による減額をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当本部の特定の活動のため特に必要があると認めるときは、当本部総会の決議及び本会の理事会の決議を経て、次の各号の事項を定め、当本部の所属会員から特別運営協力金を徴収することができる。

- (1) 特定の活動の内容
- (2) 徴収期間
- (3) 納付期限
- (4) 特別運営協力金の性格、対象会員、徴収事由及び金額

(変更手続)

第3条 当本部の運営協力金の金額その他別表に掲げる事項を変更しようとするときは、当本部理事会の決議を経て、本部長が理事長に申請し、本会の理事会の決議を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、当本部理事会の決議を経て、1年以内の期間を定めて運営協力金の額を減額することができる。この場合において、本部長は、当該減額後1週間以内に、その旨を理事長に報告しなければならない。

(納付方法)

第4条 別表の徴収事由がある対象会員は、定款施行規則第2条に定める手続に従い、当本部が別に定める期限までに、一括して入会協力金を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表の徴収事由がある対象会員は、当本部理事会において従たる事務所の設置によるものを除き入会協力金を分割して納付することを認める決議がなされた場合、入会年度を含む5か年度を超えない期間で分割納付をすることができる。

3 当本部理事会が前項の決議をした場合には、本部長は、当該決議後1週間以内にその旨を理事長に報告しなければならない。

4 別表の徴収事由がある対象会員は、定款施行規則第4条に定める手続に従い、同条に定める期限までに、運営協力金会費を支払わなければならない。

(分割納付の方法等)

第4条の2 前条第2項の規定による分割納付の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入会年度においては入会する時まで当本部が指定する額を納付する。
- (2) 入会年度の翌年度以降においては当該年度の会費納入と同時に当本部が指定する額を納付する。

2 分割納付に関し必要な事項については、本会理事会において別に定める。

(既納金の不返還)

第5条 既納の運営協力金は、いかなる事由があっても返還しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、本会理事会の決議による。なお、本会理事会においてモデル規程の改正が決議された場合は、地方本部理事会の決議を経ることなく、当然に改正が反映されるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

平成30年11月26日 一部改正

平成30年12月 7日 承認

令和 元年 9月12日 一部改正

令和 元年11月28日 一部改正

令和 3年12月 3日 一部改正 令和 4年 4月 1日 施行

(同日理事会承認、同年9月9日神奈川県本部理事会決議)

令和 4年 3月15日 一部改正 令和 4年 4月 1日 施行

(同日理事会承認、同年1月27日神奈川県本部理事会決議)

令和 4年 10月19日 総本部理事会においてモデル規程の改正決議がなされたことにより、同日一部改正

別表（第2条関係）

種類	性格	対象会員	徴収事由	金額
入会協力金 (県本部)	一時金	当本部に所属する 正会員	本会への入会	325,000 円及び従たる事務所1か 所につき 160,000 円
			従たる事務所の設置	従たる事務所1か所につき 160,000 円
		当本部所管区域に 従たる事務所を有 する正会員	当本部所管区域内での従 たる事務所の設置	従たる事務所1か所につき 160,000 円
入会協力金 (支 部)	一時金	当本部に所属する 正会員	本会への入会	300,000 円及び従たる事務所1か 所につき 200,000 円
			従たる事務所の設置	従たる事務所1か所につき 200,000 円
		当本部所管区域に 従たる事務所を有 する正会員	当本部所管区域内での従 たる事務所の設置	従たる事務所1か所につき 200,000 円
運営協力金会費	年会費	当本部に所属する 正会員	事業年度開始の日に当本 部に所属していること	年額 18,000 円及び従たる事務所 1か所につき年額 6,000 円
		当本部所管区域に 従たる事務所を有 する正会員	事業年度開始の日に当本 部所管区域に従たる事務 所を有していること	従たる事務所1か所につき年額 6,000 円